砺波市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

改正　令和５年４月５日

第１　基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年４月１日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な農業委員会の必須事務として位置づけられた。

本市の農業は、平地から中山間地まで、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、地域の実態に応じた取組みと対策が求められている。

特に、中山間地では、農業者の高齢化等により離農が進み、遊休農地の拡大が懸念され、その発生防止・解消に努めなければならない。平地では、稲作の担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第１項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう砺波市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する富山県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する砺波市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進について」（令和４年２月２日付け３経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和４年２月 25 日付け３経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法

１　遊休農地の発生防止・解消について

⑴　遊休農地の発生防止・解消について

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地割合（B/A）
現　　状 （令和４年３月）	４，７７０ha	１２．９ha	０．２７％
３年後の目標 （令和７年３月）	４，７６５ha	１２．４ha	０．２６％
目　　標 （令和９年３月）	４，７６２ha	１１．９ha	０．２５％

⑵　遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員の担当地区ごとの農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振法第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調査を行う。

②　農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果により、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③　非農地判断について

利用状況調査により見つかった再生が困難な農地（既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地）については、対象地に関する情報を精査・確認のうえ、「非農地判断の徹底について」（令和３年４月１日付け２経営第 3505 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、「非農地判断」を速やかに行い、守るべき農地の明確化に努める。

⑶　遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２　担い手への農地利用の集積・集約化について

⑴　担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現　　状 （令和４年３月）	４，７７０ha	３，６３８．３ha	７６．３％
３年後の目標 （令和７年３月）	４，７６５ha	３，６８８．６ha	７７．４％
目　　標 （令和９年３月）	４，７６２ha	３，７２１．５ha	７８．１％

※　令和１４年３月の農地利用集積率は８０％を目標値とした。

⑵　担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　「地域計画」の作成・見直しについて

市では、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描いた「地域計画」を作成・見直しするが、農業委員会としてもその業務に参画する。

②　農地中間管理機構との連携

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③　農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、農地の中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用や集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れの可能性について検討するなど、地域に応じた取組みの実施に努める。

④　農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

所有者を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し､農地の有効利用に努める。

⑶　担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３　新規参入の促進について

⑴　新規参入の促進目標

	経営体数（個人・法人）
現　　状 （令和４年３月）	０経営体
３年後の目標 （令和７年３月）	１経営体
目　　標 （令和９年３月）	２経営体

⑵　新規参入に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携について

県、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の把握に努める。

② 新規就農フェア等への参加について

市、農協等との連携や、農業委員が新規参入フェア等に参加することで新規参入希望者の情報収集に努める。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、農地中間管理機構を活用して、企業参入の推進に努める。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、利用権設定による新規就農希望者の農地の有効活用に努める。

農業委員は、新規参入者（法人を含む。）の受入体制の整備に努める。

⑶ 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人を含む。）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

砺波市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、砺波市農業委員会は次の役割を担っていく。

・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
・農家への声掛け等による意向把握
・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しへの協力